

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項及び第2項	幼保連携型認定こども園の設置認可	子育てあんしん課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第33号）に適合すること。
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第2項各号に掲げる基準に該当しないこと。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。